

ASEAN(特に海側諸国)の知財動向

—政策動向を中心に—

IP Trends in Coastal ASEAN



独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）シンガポール事務所 知的財産部長

西尾 元宏

2003年に特許庁入庁。機械分野の特許審査官・審判官として勤務。他に審査情報システムや審査品質管理の企画調整、人事関連の事務などを担当したほか、近畿経済産業局特許室長として関西地域の知財活用促進にも取り組んだ。2024年6月より現職。

✉ spr_ip@jetro.go.jp

① はじめに

1973年に始まったとされる日本とASEANとの友好関係は、一昨年の2023年に50周年を迎えた。この間、ASEANは市場、物流、生産、投資先、経済・ビジネス連携といった様々な面で魅力的なパートナーとして日本との協力関係を築いているほか、特に近年では、日系企業が研究開発拠点をASEAN地域に置くケースも多くみられるようになっている。このような状況に鑑みれば、当地での知財権の取得、活用が重要であることは論を待たない。

本稿では、特に海側の各国（シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ）を取り上げて各国政府の方針や具体的取組みを中心に、知財関連の動向について簡単にご紹介する。

なお、陸側の各国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）の知財動向については、昨年の「Japio YEAR BOOK 2024」にジェトロバンコク内藤氏による記事「ASEAN（主に陸側）の最新の知財動向及びデジタル化の取組」があるので参考にされたい。

② シンガポール

シンガポールは、マレー半島の先端に位置し、面積700平方km強（東京23区より少し大きいくらい）、人口約600万人と小さな国であるが、東西海上交通の要衝としての地理的利点を生かし、主に交易拠点として栄えてきた。

1965年の独立後は安定した政治体制の下で経済成

長を実現し、今やASEANのみならず世界でも屈指のグローバル都市として君臨する。日系企業からも、その安定した政治・社会情勢や、明確な法制度の運用、言語的な障壁の低さ（英語が通じる）などにより、有力な投資先・連携先の一つとして捉えられている。

「スマート国家2.0 (Smart Nation 2.0)」構想¹、「研究・イノベーション・企業2025計画 (RIE 2025 Plan)」²などの政策方針や、研究開発・知財関連の企業活動に対する数々の税制優遇・助成制度³にもみられるように、国としてイノベーションを重視し、付加価値の高い製品やサービスによって経済を活性化させることを重視しており、そのような方向性は知財関連の政策にも大きく影響している。2013年に発表された「知財ハブ計画 (IP Hub Master Plan)」を引き継ぐ形で2021年に発表された「シンガポール知財戦略2030 (SIPS2030)」では、以下の3つの方針を掲げている。

（1）知財グローバルハブとしての地位の強化

知財政策のみならず、シンガポールの国家戦略において「ハブ」は最も重要なキーワードの一つである。ハブとはすなわち国際的なヒト・モノ・カネ・情報の流れを当地に集約することで、他地域との連携を強化するとともに、これらの資源を最大限に活用し、さらなる価値を

1 <https://www.smartnation.gov.sg/about/our-vision/sn2/>

2 <https://www.nrf.gov.sg/rie-ecosystem/rie2025handbook/>

3 https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_08.html

生み出す中心地として機能することを意味する。国土も小さく天然資源も乏しいシンガポールにとって、歴史的に交易拠点として、また近年は金融経済や物流交通など様々な分野において国際ハブとして機能してきたことが、目覚ましい経済発展を支えてきたといえる。

SIPS2030においては、知財のグローバルハブとしての機能実現のため、知財制度・政策、出願・権利取得・保護、知財紛争解決手段の進展、強化に取り組むこととしている。

(2) 知財を活用した企業の誘致・成長

企業が知財を活用して具体的なビジネスや成長につながり、知財を価値化するためのサポートを行う。企業の各種知財サービスへのアクセスを容易とし、知財による資金調達や知財ライセンスなどの前提となる知財評価の仕組みを構築する。

(3) 知財教育の充実と雇用機会の創出

イノベーション社会においては、知財関連スキルがますます重要になるという認識のもと、知財を活用し価値を生み出すスキルを有する人材を育てるとともに、そのような人材を企業で活用する環境を創出する。

このような SIPS2030 の方針に沿って実施されている特徴的な取り組みや関連のトピックをいくつか紹介する。

・IP Week @ SG

IP Week はシンガポール知財庁 (IPOS) が 2012 年から毎年夏頃に開催している国際的かつ大規模な知財イベントであり、2025 年には第 14 回目を迎えた。各国知財庁、関係団体、企業、法律・実務専門家等を中心として国内外から約 5000 人が参加し、メインイベントの IP グローバルフォーラム及び IP マーケットプレイスのほか、数々の関連サブイベントも含めて、参加する関係者間で知財に関する様々な議論・ネットワーキングが行われる場となっている。

SIPS2030 でも、知財ハブ計画の主要な成果として挙げられており、知財グローバルハブの強化という点で最も典型的な取り組みといえる。

・審査迅速化プログラム、審査協力

IPOS は特許や商標の国内出願の審査を迅速化するプログラム (SG Patent Fast、SG Trade Marks Fast) を実施しており、出願人の申請により迅速な審査が受けられる制度となっている。また、特許に関して

は PPH (Patent Prosecution Highway) による迅速化に加えて、ASEAN 版 PPH ともいえる「ASPEC」や、カンボジア・ラオスとの特許協力、インドネシア・ベトナムとの審査協力によって、出願人がシンガポールのみならず地域各国で円滑に特許取得ができる枠組みを構築している。

・数々のオンラインサービス

企業等が知財関連の情報に容易にアクセスし、必要な手続きができるよう、数々のオンラインサービスを提供している。以下に具体例を紹介する。

<IPOS Digital Hub>⁴

2022 年に従前の IP 出願システムである IP2SG を置き換える形で立ち上げられた知財管理の統合プラットフォーム。特許、意匠、商標の出願だけでなく、検索や管理の機能を集約したものとなっている。

<IPOS Go mobile app>⁵

IPOS Digital Hub の機能の中でも特に基本的な機能のみに特化してモバイルアプリにまとめ、ユーザが簡単に知的財産の管理が行える仕組みを提供している。特に商標に関する機能を中心に、出願や検索等の機能を直感的なインターフェースで提供するものとなっている。

<GoBusiness IP Grow>⁶

シンガポール政府が提供する企業向け情報プラットフォームである GoBusiness において、知財活用に関する情報提供を担うサービス。ここでは、企業が直面する課題に対して最適な知財サービスプロバイダ (法律事務所など) を見つける手段を提供するほか、知財活用に関する有益な情報コンテンツを掲載している。

・仲裁・調停

ASEAN 全体の傾向として、知財に関する民事訴訟には、判決までの長期化やこれに伴う高い金銭的成本がネックとなっている。加えて裁判例自体が少なく裁判官の経験も不足しがちであることから判決の予見性が低く、さらには、判決の中立性や透明性に対し疑念が生じるケースも聞かれる。

そのため、知財紛争の解決に裁判外の手段が取られる

4 <https://www.ipos.gov.sg/eservices/ipos-digital-hub/>

5 <https://www.ipos.gov.sg/eservices/ipos-go-mobile/>

6 <https://www.gobusiness.gov.sg/intellectual-property/ip-grow/>

ことが多くっており、その一つが仲裁・調停機関の活用である。特にシンガポールにおいては、知財分野に限らずシンガポール国際仲裁センター（SIAC）やシンガポール国際調停センター（SIMC）などが国際紛争解決の中心地として高い評価を受け、特にビジネス紛争における解決手段として広く利用されているようである。

知財紛争に関しては、WIPO の仲裁・調停センター（WIPO-AMC）が IPOS との協力のもとで ASEAN 向けの調停プログラム（AMP+）を提供しており、シンガポールでの知財紛争解決に資金補助を行っている。

③ インドネシア

インドネシアは、シンガポールとは対照的に ASEAN でも随一の大きな国土面積と人口を有する。日本の約 5 倍ともなる 190 万平方 km の国土は、ASEAN 地域南部の大小何千という火山島から構成されており、経済や社会環境を含めて様々な面で島や地域ごとの違いが大きいといわれる。人口約 2.8 億人は ASEAN 全体の 4 割に上り、世界でもインド、中国、米国に次ぐ規模を誇る。コロナ禍を除けば概ね年 5% 以上の経済成長を維持しており、また長期国家ビジョンとして「Indonesia Emas 2045」（インドネシア語で「黄金のインドネシア」）を掲げ、2045 年までの高所得国入りを目指し各種計画に沿った開発が進められているところ、主に市場や投資先として注目を集める国の一つとなっている。

しかし、大きな市場を有することから、知財に関して最も大きな問題となっているのが模倣品の蔓延である。いわゆる米国スペシャル 301 条報告書において近年継続して優先監視国に指定されていることもあって、知財保護環境の整備が急務となっており、インドネシア政府としても内外で様々な連携をしつつ取り組んでいる。

例えば政府内では、2002 年にインドネシア知的財産総局（DGIP）の呼びかけで税関・警察・裁判所等の知財関連機関により設立された省庁横断委員会や、2006 年に大統領通達により設立された知的財産侵害対策国家チームといった省庁連携の取組みがあり、さらに 2021 年には、DGIP 捜査・紛争解決局長をリーダーとして、国家警察、税関総局等の政府機関をメンバーとするインドネシア政府オペレーションタスクフォースを設立し、連携して模倣品対策に取り組む体制を整えてい

る。これにより、税関や警察、あるいは DGIP の一組織として知財取締権限を担う捜査・紛争解決局が協力して知財侵害品の取締りにあたり、一定の成果を上げているところであるが、その実効性については企業からいくつかの改善要望も上がっている。

例えば税関は、2017 年に商標権及び著作権を対象とした税関登録制度を導入し、権利者による税関登録に基づいて、税関職員が権利侵害品の輸出入を停止できる制度を導入した。しかしながら、税関登録にはインドネシア現地事業者による手続きが必要であることや、差止手続には裁判所の命令を必要とし、一定の保証金の提供が必要となること、税関には侵害品処分までの権限がないことが指摘されている。また、警察や DGIP の捜査・紛争解決局の取締りについては知財権者からの申立てが必須となっており、職権での取締りは法律により認められていないことが知財侵害への対策を難しくしている。

今後の政府方針に関しては、今年 6 月に行われたイベントにおいて、DGIP が今後 10 年の知財発展に向けたロードマップに関する大統領令を作成中であることを明らかにした。この知財ロードマップは、インドネシアの今後の戦略的方向性を示すものであり、IP リテラシーと教育の向上、登録と保護の促進、人材と組織の強化、IP の商業化、IP サービスのデジタル化、国際協力という 6 つの戦略的柱に重点を置くものとされている。このロードマップが最終的にどのように決定され、どのように実現していくのか注目される。

インドネシアの知財に関する最近の大きなトピックは、昨年 10 月に施行された特許法改正である。主な改正として以下の内容を含む。

- ・ **特許の対象範囲：コンピュータ関連発明や、第二医療用途発明についての保護対象が拡充された。**
- ・ **新規性喪失の猶予期間（グレースピリオド）：6 月から 12 月に拡張された。**
- ・ **早期審査：早期公開や早期審査の手続が導入された。**
- ・ **再審査請求：再審査の手続が新たに導入された。**
- ・ **特許実施義務：権利者が行うべき手続が規定された。**
- ・ **年金支払いに関する手続：猶予の規定が明確化された。**
- ・ **試験研究のための実施：実施の条件が拡張された。**

全体としては特許により強力な保護を提供し、手続きやプロセスを合理化するもので、特許制度ユーザにとって概ね好ましい改正と評価されている一方、これらの改

正内容が具体的に実務にどのように適用されるのか明らかとなっていない部分もあり、実際に現場では混乱も生じているようである。今後迅速な下位規則の制定、運用に関する情報の蓄積が望まれる。

その他、インドネシアの知財動向として注目されるのは、出願数の増大、特に商標出願の件数が飛躍的に増加していることである。この背景には、DGIP による普及啓発の取組や、中小企業等に対する出願奨励策（出願費用のディスカウント）が効果を上げているといわれる。

④ マレーシア

マレーシアは、タイ南部から続くマレー半島の南部と、マレー半島東側に浮かぶボルネオ島の一部を国土とし、人口は約 3,500 万人、国土は約 33 万平方 km（日本の 9 割ほど）となっている。一人当たり GDP が ASEAN の中でシンガポール、ブルネイに次いで高く、ここ数年のうちには高所得国入りすることが見込まれているうえ、比較的安定した政治・社会情勢や、英語教育が浸透し言語コミュニケーションが容易であることが、投資先として日系企業からも好感されている。

国家戦略として 2023 年に発表されたマダニ（MADANI:「持続可能性、繁栄、革新、尊敬、信頼、思いやり」を意味するマレー語の頭文字）国家経済政策によって、「GDP で世界トップ 30 入り」など 7 つの具体的目標に向け、高付加価値部門の活性化や投資誘致などに重点的に取り組むこととしている。また、同じく 2023 年に発表された新産業マスタープラン（NIMP）2030 では、経済高度化に資する活動に焦点を当て、半導体集積回路や化学製品といった特定分野に重点的に投資を促すことなどを通じて、産業の高付加価値化を目指している。

知財に関しては、現時点では 2007 年に発表された「国家知財戦略（National IP Policy: NIPP）」を基本戦略として、以下の 8 つの柱を掲げている。

- (1) 知財保護システムの強化：MyIPO（マレーシア知的財産公社）の強化、法律の改正、知財執行機関の強化や知財裁判所の設立など。
- (2) 知財活動の促進：特許や意匠データの提供・利用促進、発明の促進、研究開発結果の普及など。
- (3) 知財の商業的活用：知財の価値評価、ライセンス

ルールの促進、知財権の商業的活用の支援など。

- (4) 知財管理能力の育成：専門家の育成、知財管理のガイドラインの作成など。
- (5) 知財取引のためのインフラ整備：関連法令の見直し、知財ベースの金融商品開発、知財取引環境の創設など。
- (6) 国際的な知財保護の強化：国際的な知財動向のモニタリング、国内外の知財保護の強化など。
- (7) 人材育成と公共意識の向上：研修機関の設置、知財教育の導入、普及啓発など。
- (8) 国外投資と技術移転の促進：国外の知財に対する保護の提供、ライセンス、フランチャイズの支援など。

この国家知財戦略は発表から既に 20 年近い年月が経っているところ、MyIPO によればこれを引き継ぐ新たな知財戦略が近く発表されるようであり（2025 年 6 月現在）、その内容と具体的な取組みにも引き続き注目される。

近年のトピックとしては、法改正の状況を挙げておく。

2022 年に特許法の改正があり、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）や RCEP（地域的な包括的経済連携）を含めた国際的な動向に対応することなどを目的として、優先権の回復、配列表、特許出願の公開、第三者による情報提供、担保権、外国出願のための許可書、実体審査請求規定、自発補正、分割出願、特許出願から実用新案出願への変更、付与後補正、失効した特許権の回復、強制実施権、手数料、ブタペスト条約加盟への対応、といった内容の改正がなされた。さらに、本改正によって付与後異議制度が導入されることとなり、準備期間を経て今年中には制度の運用が開始する見込みである。

少し遡って 2019 年には商標法が改正された。この改正によれば、マドリッド協定議定書への加入や、新しいタイプの商標（形状、色彩、匂い、音、ホログラム、位置、動き）への保護の拡大を含めて、手続きから実体面にわたる様々な改正がなされた。

また、意匠法についても現在改正に向けた準備が進められており、既にパブリックコメントの手続きなどを経て、ハーグ協定への加盟に対応する内容などを含む草案が作成され、今後数年内での改正を目指している。

⑤ フィリピン

フィリピンは、ASEAN 地域の東部に浮かぶ大小何千という島々からなる島国である。国土面積は 30 万平方 km、人口は 1 億 1000 万人ほどと、いずれも日本と同程度の規模となっている。ASEAN6 と呼ばれる主要 6 개국(フィリピン、シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)の中では一人当たり GDP が最も低いが、近年は堅調な GDP 成長率を維持している。

国家方針としては、国民の意見を様々な形で反映するプロセスを経て「AmBisyon Natin 2040」(フィリピン語で「我々の野望」)が 2016 年に策定され、フィリピンの人々や国が目指すべき未来像として、政府による各種開発計画の拠りどころとされている。また、2023 年に承認された「フィリピン開発計画 2023-2028」では、経済成長率及び国民総所得の向上や貧困率の引き下げなどを目標とし、デジタル化、イノベーション・エコシステムの形成などを通じて経済発展を目指している。

これらの方針や計画を受けて、知財政策においては新しいロードマップである「フィリピン知的財産戦略 (PHIPS) 2025-2030」が 2024 年 11 月に公表された。この戦略においては、「フィリピンが知財を通じて新たな経済的機会を創出し、社会経済的・文化的進歩を推進すること」をミッションとし、そのためのビジョンとして、「フィリピンを創造性とイノベーションのハブとし、フィリピンの人々と世界とがアイデアを共有する場となること」を掲げている。

具体的な戦略としては、以下の 4 つが示されている。

- (1) **創造性 (Idea)** : 創造性と革新性を育み、社会全体のアプローチにより知財に関する意識と教育を強化する。
- (2) **進展 (Progress)** : 知財の評価と商業化のための効果的なサービスネットワークを育成する。
- (3) **連携 (Ours)** : 主要なパートナーと連携し、知財を保護、共有、享受し、包摂的で持続可能な開発を目指す。
- (4) **技術** : 上記 3 つの戦略を支える基盤として、AI や先端技術を最大限に活用する。

フィリピン政府の特徴的な取組みの一つは、貿易産業省を議長、フィリピン知財庁 (IPOPHL) を副議長及

び事務局として 2008 年に設立された国家知的財産権委員会 (NCIPR) である。知的財産権保護に関係する 15 の政府機関をメンバーとし、フィリピン国内における知的財産権の促進、保護、実施の強化を担う。

IPOPHL のウェブサイト内に NCIPR のページ⁷を立ち上げ、委員会としての活動報告や知財侵害取締りの実績などを掲載している。これによれば、委員会メンバーが連携した取締活動により多くの知財侵害品が押収されており、その押収額も年々増加傾向にあることがわかる。他にも当委員会のもとで、あるいは委員会外部の機関とも連携することで、知財権の執行に関し様々な取組みを行っていることが伺える。

ちなみに、今年の 2 月にはフィリピン・マニラにおいて、ジェトロが事務局を務める日本の知財権者団体である国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) が、NCIPR のメンバー機関の出席のもと、日本企業製品の知財権執行に向けた情報提供のためのセミナーを実施した⁸。

また、特筆すべきフィリピン知財庁の取組としてもう一つ、EC プラットフォームと商標権者 (ブランドオーナー) による模倣品対策 MOU についてご紹介する。

近年、特にオンラインでの商取引の規模が増大する中で、知財権侵害品の販売もオンラインショッピングサイト等の EC プラットフォームを舞台としたものが多くを占めるようになってきている。このようなオンラインでの知財権侵害への対策については、司法や行政摘発のような従来の手段に加えて、EC プラットフォーム運営者の協力を得ることが効果的であることが知られている。

典型的には、ノーティス&テイクダウンと呼ばれる手続きである。知財権侵害品の販売に気付いた知財権者が、EC プラットフォーム運営者に対して所定の通知を行うことにより、運営者が当該知財権侵害の主体となる販売者をプラットフォームから排除する。このような手続きを円滑に行うためには、EC プラットフォームと知財権者との協力が不可欠である。

そこで、IPOPHL が仲介することで、EC プラットフォームと知財権者とが協力して知財侵害に対抗することを取り決めた MOU を 2021 年に締結した。締結後

7 <https://www.ipophil.gov.ph/national-committee-on-intellectual-property-rights-ncipr/>

8 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/aa49240d35394467.html>

も随時参加者を加え、2024年9月現在でECプラットフォーム、ブランドオーナーを合わせて41の署名者が参加している。

その他、IPOPHLの最近の取組みについていくつかご紹介する。2024年11月に開始した「グリーン技術インセンティブプログラム」は代替エネルギー生産や持続可能な農業・林業といったグリーン技術、すなわち環境関連技術に該当する特許、実用新案、意匠の出願について、プログラムの申請が認められると、その手続き費用を減免し優先的に審査することとしている。これにより、グリーン技術におけるイノベーションを奨励しようとするものである。

また、2025年4月には周知商標の登録制度が開始された。所定の基準に基づいてIPOPHLまたは管轄裁判所により「周知」と宣言された商標は、周知商標の登録簿に登録され、より強力な保護を受けることができる。

⑥ ブルネイ

ブルネイは、ボルネオ島の北部に位置し、国土面積約5,800平方km、人口約46万人と小さな国であるが、豊富な石油、天然ガス生産により安定した経済、高い所得水準を維持している。国民一人当たりGDPで見ると、ASEANの中ではシンガポールに次いで2位となっており、日本を若干上回るほどである。ブルネイ国内では個人所得税や消費税を課しておらず、国民であれば、医療・教育費も無料となっている。しかしながら、このように恵まれた環境にあることが、新たな産業を生み出す意欲低下の要因になっているともいわれる。

ブルネイの長期的な国家方針としては2008年に「Wawasan Brunei 2035」（マレー語で「ブルネイビジョン」）が策定され、「教育、高度人材」、「高品質な暮らし」、「ダイナミックかつ持続可能な経済」の3つを大目標として掲げた。このビジョンに向けて2021年に策定された「経済ブループリント」においては、6つの項目（1）生産的で活気のあるビジネス、（2）熟練し、適応力のある革新的な人々、（3）グローバルで開かれた経済、（4）持続可能な環境、（5）高品質で競争力のある経済インフラ、（6）優れた政府と公共サービスの卓越性、が示されている。また、この2025年5月に策定された第12次国家開発計画（RKN12）では、イ

ンフラ・教育、労働力、持続可能な環境、公共インフラ、非石油・ガス部門の経済、政府運営とガバナンスに重点を置くものとなっている。

これらの政府方針では、イノベーションによる経済・社会に対する寄与についての記載は見られるものの、知財に直接関連する記載は見当たらない。また、その他にも政府の知財政策に関する戦略方針を明示するものは現時点で存在しないようである。

ブルネイの現行の産業財産権法令については、特許法が1997年、意匠法、商標法が1999年に制定され、また2013年には、特許登録部の改組により知財全般を所管するブルネイ知財庁（BrulPO）が設立された。

このようにブルネイにおける知財制度の整備に向けた取組みはまだ日が浅く、まさに現在進行中というところである。例えば、出願の実体審査については商標のみで、特許・意匠では現在行っていないが、特許については実体審査実施に向けた準備が進んでいる。また、いずれの種別においても電子出願の仕組みが既に提供されており、今後は手数料の電子納付の実装に向け、法令改正を含めた整備を進めているとのこと。今後の進展が期待される。

⑦ むすびに

本稿では、ASEAN各国のうちシンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイそれぞれの知財関連の動向について、政策的な観点を中心にその一端をご紹介した。一括りにASEANとはいっても、国によって実に様々な状況にあることを多少なりとも感じていただけたのではないかなと思う。

現地駐在として活動する中で、これらの国々とのパートナーシップをさらに深めていくためには、それぞれの国の置かれた状況や方針を丁寧に把握し、きめ細かく対応していくことが必要だと感じている。

今後も広く情報収集に努めるとともに、そこから得られた知見を積極的に発信していきたいと考えている。本稿を含めて何か皆様のお役に立つことがあれば幸いである。